

品川区止水板設置等助成要綱

制定	昭和 6 2 年	6 月 2 6 日	区長決定要綱	第 4 7 号
改正	平成 1 2 年	9 月 4 日	区長決定要綱	第 1 2 1 号
改正	平成 1 5 年	2 月 2 5 日	部長決定要綱	第 6 号
改正	平成 2 1 年	3 月 2 7 日	部長決定要綱	第 1 3 7 号
改正	平成 2 6 年	1 月 2 3 日	区長決定要綱	第 1 号
改正	平成 2 7 年	1 月 2 2 日	部長決定要綱	第 4 5 2 号
改正	平成 3 1 年	4 月 1 7 日	部長決定要綱	第 2 1 8 号
改正	令和 3 年	3 月 2 4 日	部長決定要綱	第 5 0 号
改正	令和 7 年	1 0 月 2 4 日	区長決定要綱	第 2 2 8 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、品川区全域において、浸水による被害の軽減を図るため、住宅、店舗、事務所等の建築物に止水板の設置等を行おうとする者に対する助成金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱で「止水板」とは、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 建築物の出入口等に設置するものであること。
- (2) 浸水に耐える材質であること。
- (3) JIS 規格 (JIS A 4716) で定められた浸水防止性能に準じた性能を有するものであること。
- (4) 取りはずしまたは移動が可能なものであること。

2 この要綱で「止水板設置等」とは、次に掲げるものとする。

- (1) 建築物の内壁または外壁に止水板を設置する工事
- (2) 土間コンクリート打設等の止水板を設置するために必要な関連工事
- (3) 簡易型止水板（工事を伴わずに設置をすることができる止水板をいう。）の設置
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、建築物への浸水を防ぐための対策として品川区長（以下「区長」という。）が必要と認めるもの

(助成対象)

第 3 条 この要綱による助成金の交付対象は、止水板設置等に要した費用のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 止水板設置に係る工事費
- (2) 止水板の購入費

(助成対象者)

第4条 区長は、品川区内で止水板設置等を行う住宅、店舗、事務所等の所有者または使用者に対し、予算の範囲内で助成金を交付する。

(助成額)

第5条 助成額は、下記表左欄に掲げる区分に応じ、同表中欄に掲げる額を限度とし、同表右欄に掲げる額とする。ただし、助成額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

区 分		限度額	助 成 額
個人	品川区に住民登録をしている個人	100万円	止水板設置等に要した費用の5分の4
	その他の個人	50万円	止水板設置等に要した費用の5分の4
法人	申請日より1年以上前から品川区内に本店または支店等の登記をしている法人	150万円	止水板設置等に要した費用の5分の3
	その他の法人	75万円	止水板設置等に要した費用の5分の3

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、関係書類を添付し、止水板設置等助成金交付申請書（第1号様式。以下「交付申請書」という。）を区長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第7条 区長は、前条の申請があったときは、交付申請書および関係書類を審査のうえ、速やかに助成金の交付決定を行い、止水板設置等助成金交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

(内容等の変更申請)

第8条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、助成金の交付決定後において、止水板設置等助成金交付申請の内容に変更が生じた場合は、関係書類を添付し、止水板設置等助成金交付変更申請書（第3号様式。以下「変更申請書」という。）を区長に提出しなければならない。

(助成金の交付変更決定)

第9条 区長は、前条の申請があったときは、変更申請書および関係書類を審査のうえ、速やかに助成金の交付変更決定を行い、止水板設置等助成金交付変更決定通知書（第4号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

(完了の報告)

第10条 交付決定者は、止水板設置等が完了したときは、直ちに完了届（第5号様式）を区長に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第11条 区長は、完了届を受理したときは、完了の確認を行い、適当と認めたときは、交付決定者に請求書（第6号様式）を提出させ、助成金を交付する。

(助成決定の取消し等)

第12条 区長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定を取消し、また既に交付した助成金を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) 正当な理由がなく、止水板設置等を著しく遅延し、完了の見込みがないと認められるとき。

(3) その他区長が必要と認めたとき。

2 区長は、前項の規定により助成金の交付決定を取消したときは、止水板設置等助成金交付決定取消通知書（第7号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

(維持管理)

第13条 交付決定者は、当該助成金の交付対象となる止水板設置等を行った後においても、当該止水板の止水性能を良好に保持するために適切な維持管理に努めるものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付については、品川区補助金等交付規則（昭和39年品川区規則第4号）を適用する。

(委任)

第15条 この要綱の施行について必要な事項は、別に防災まちづくり部長が定める。

付則

この要綱は、昭和62年6月26日から適用する。

付則

この要綱は、平成12年 9月 4日から適用する。

付則

この要綱は、平成15年 4月 1日から適用する。

付則

この要綱は、平成21年 4月 1日から適用する。

付則

この要綱は、平成26年 4月 1日から適用する。

付則

この要綱は、平成27年 4月 1日から適用する。

付則

この要綱は、平成31年 4月 17日から適用する。

付則

この要綱は、令和3年 4月 1日から適用する。

付則

- 1 この要綱は、令和7年9月12日から適用する。
- 2 改正後のこの要綱の規定は、改正後のこの要綱の適用の日（この項および次項において「適用日」という。）以後に交付申請が行われた助成金の交付決定について適用し、適用日前に交付申請が行われた助成金の交付決定については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第8条および第9条の規定にかかわらず、区長は、適用日からこの要綱の改正に係る決定の日までの間に交付決定された助成金について、改正後の第5条の規定に基づき交付変更決定を行い、止水板設置等助成金交付変更決定通知書により、当該交付変更決定について交付決定者に通知するものとする。